Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ARVULEV	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第30546号 平成28年7月19日	
Clematis L.	大河（たいが）	落合小一郎 神奈川県藤沢市辻堂元町三丁目七番二十四号	第28098号 平成28年7月25日	
Clematis L.	サロメ	落合小一郎 神奈川県藤沢市辻堂元町三丁目七番二十四号	第28099号 平成28年7月25日	
Dianthus caryophyllus L.	BRESC15771	Breier Haim Ilan Bnei Zion 60910, Israel	第30178号 平成28年7月1日	
Gentiana L.	WHITE MAGIC	Kwekerij De Boezem B.V. Middelburgseweg 1, 2811PL Reeuwijk, The Netherlands	第27541号 平成28年7月21日	
Hydrangea L.	サクラ　アナベル	高尾光一 福岡県久留米市田主丸町菅原1558	第30326号 平成28年7月7日	
Nasturtium officinale R. Br.	クレ美人（びじん）	佐藤ひろ子 秋田県大仙市豊川字喜内野527番地 田口郁雄 秋田県仙北市田沢湖生保内字町田77番地 渡邉一正 静岡県富士宮市人穴342番地	第25820号 平成28年7月21日	
Osteospermum L.	OSTZ0002	Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第28478号 平成28年7月19日	
Petunia Juss.	ヨシニアキヨ	大塩芳弘 兵庫県姫路市豊富町御蔭1553番地3	第29904号 平成28年7月19日	
Petunia Juss.	ヨシニアルジュ	大塩芳弘 兵庫県姫路市豊富町御蔭1553番地3	第29907号 平成28年7月19日	
Solanum lycopersicum L.	TTM055	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第26653号 平成28年7月20日	

○国土交通省告示第九百五十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十八年八月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平28第9001号	混雑空港運航許可	春秋航空日本株式会社	申請混雑空港 関西国際空港

○国土交通省告示第九百五十六号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第二条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十一条第一項の離島及び市町村を指定したので、同令第五条の規定に基づき、昭和四十二年運輸省告示第三百四十九号（道路運送車両法第十一条第一項の離島及び市町村を指定する告示）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月一日から施行する。

平成二十八年八月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

「奄美大島　鹿児島県奄美市」を「奄美大島　鹿児島県奄美市　中飯島（なかいじま）及び下飯島（しもいじま）　〃　薩摩川内市」に改める。

○国土交通省告示第九百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小木洞

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県土岐市鶴里町大字柿野小字坂下二三二八番地内四等三角点坂下を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二〇度〇〇分三五秒　九六一・一四五メートルの地点　一号

標柱一号から一四六度四九分四七秒　一七九・七二六メートルの地点　二号

標柱二号から一六九度五〇分二一秒　八二・四七四メートルの地点　三号

標柱三号から一八八度二三分三四秒　四二・五三〇メートルの地点　四号

標柱四号から二五〇度二三分二九秒　三九・四〇〇メートルの地点　五号

標柱五号から三〇〇度二七分〇四秒　五〇・三三二メートルの地点　六号

標柱六号から三五四度三二分四〇秒　八八・〇三八メートルの地点　七号

標柱七号から三一二度三〇分二二秒　一〇五・六一二メートルの地点　八号

標柱八号から二度二四分〇八秒　六八・九七二メートルの地点　九号

○国土交通省告示第九百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮之洞

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県土岐市肥田町肥田字宮之洞一五二八番一四地内三等三角点肥田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域、昭和四十三年建設省告示第三千五百二十八号で指定した同号五二に掲げる土地の区域及び昭和四十三年建設省告示三千五百三十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二七度三七分〇三秒　一六六四・〇五九メートルの地点　一号

標柱一号から一六三度五〇分五七秒　二三一・六一三メートルの地点　二号

標柱二号から一九五度二五分五三秒　二五一・七九三メートルの地点　三号

標柱三号から二一三度〇七分一八秒　二一五・五九三メートルの地点　四号

標柱四号から二五三度〇八分五九秒　二五六・六九三メートルの地点　五号

標柱五号から八度〇一分一七秒　五一八・八七七メートルの地点　六号

標柱六号から四八度二三分五四秒　二六六・九〇四メートルの地点　七号

○国土交通省告示第九百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一